

# 水道料金・下水道使用料の改定のお知らせ

## 1 改定の内容

二本松市の水道料金・加入金および下水道使用料は、合併前の旧市町の水料金体系をそのまま継続し、各地域で別々の料金等を適用してきましたが、令和7年4月使用分（5月検針分）から新たな料金体系に段階的に改定します。

今回の料金等の改定により、公平性の確保、給水人口および接続人口の減少と施設更新への対応、適正な料金（使用料）水準への移行が図られることとなります。

対象となるのは、水道料金は上水道事業地区（二本松地域・岳地区・安達地域）、下水道使用料は流域関連公共下水道事業地区（二本松地域（岳地区を除く）・安達地域）です。

新たな料金体系は、水道料金・下水道使用料とも現行の二本松地域の料金体系を採用するとともに、二本松地域の現状の料金等の1.2倍程度に引き上げさせていただきます。

岳地区の水道料金改定率は、現行の料金の1.2倍程度とします。岳地区は水源から極めて近く、施設整備費などの投資額を抑えることができました。また、温泉宿泊施設地区という特殊性を考慮し、これまでの料金が抑制されてきたという経緯があります。そのため、二本松地域の改定率と同様の水準とし、二本松地域および安達地域の料金水準とは異なる料金設定とします。

なお、この料金体系の改定により、料金等が増額する場合は、物価高騰など皆様の生活への影響を考慮し、緩和措置として3年（令和7～9年）をかけて段階的に引き上げる措置を講じますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◆平均改定率

◎水道料金

- ・二本松地域 1.2倍程度（約20%増額）
- ・岳地区 1.2倍程度（約20%増額）
- ・安達地域 0.9倍程度（約10%減額）

◎下水道使用料

- ・二本松地域（岳地区を除く）1.2倍程度（約20%増額）
- ・安達地域 1.0倍程度（増減なし）

※平均改定率とは、現行料金での総料金収入に対して、改定後の料金で算定した場合に増減する総料金収入の比率です。

◆料金等の改定額

◎水道料金

- ・二本松地域・岳地区は、それぞれ現行料金の一律1.2倍程度となります。
- ・安達地域は、平均改定率を0.9倍程度と見込んでおり、現状よりも平均で約10%の減額となりますが、二本松地域の料金体系に統一するため、使用水量によっては、増額となる場合があります。

◎下水道使用料

- ・二本松地域（岳地区を除く）は、現行使用料の一律1.2倍程度となります。
- ・安達地域は、平均改定率を1.0倍程度と見込んでおり、平均では現状と同額程度になりますが、二本松地域の使用料体系に統一するため、排除下水量によっては、減額となったり増額となったりする場合があります。

## 2 岳地区の水道料金表（税抜）

	口径・水量	現行	第1段階改定	第2段階改定	第3段階改定
			令和7年4月 使用分から	令和8年4月 使用分から	令和9年4月 使用分から
基本料金	13mm	880円	941円	1,003円	1,056円
	20mm	1,990円	2,129円	2,268円	2,388円
	25mm	3,210円	3,434円	3,659円	3,852円
	区分	4,660円	4,986円	5,312円	5,592円
	40mm	8,320円	8,902円	9,484円	9,984円
	50mm	12,650円	13,535円	14,421円	15,180円
	75mm	28,860円	30,880円	32,900円	34,632円
水量料金	100mm	44,400円	47,508円	50,616円	53,280円
	1m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup>	54円	57円	61円	64円
	11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	71円	75円	80円	85円
	21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup>	96円	102円	109円	115円
	31m <sup>3</sup> 以上	115円	123円	131円	138円

●計算方法（1か月あたり）

メーター口径13mmで、使用水量が25m<sup>3</sup>の場合

- ・現行 (880円 + 96円 × 25m<sup>3</sup>) × 1.1 (消費税10%) = 3,608円
- ・第3段階改定後 (1,056円 + 115円 × 25m<sup>3</sup>) × 1.1 (消費税10%) = 4,324円 (716円増額)

(裏面もご覧ください。)

### 3 水道加入金（税抜）

	対象地域	口径13mm	口径20mm	口径25mm	口径30mm	口径40mm	口径50mm以上
現 行	二本松・岳	規定なし					
	安達	128,000円	221,000円	501,000円	731,000円	1,303,000円	市長が別に定める額
改定後	二本松・岳・安達	64,000円	110,500円	250,500円	365,500円	651,500円	市長が別に定める額

※令和7年4月1日以後の水道の新設・増口径の申込時に適用されます。

### 4 岳地区の下水道使用料金表（税抜） ※今回は、下水道使用料の改定はありません。

区分		現行
基本使用料		600円
下水量	1m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup>	50円
	11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	65円
	21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup>	90円
	31m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	100円
	51m <sup>3</sup> 以上	120円

●計算方法（1か月あたり）

下水量が25m<sup>3</sup>の場合

・現行  $(600円 + 90円 \times 25m^3) \times 1.1$ （消費税10%） = 3,135円

上下水道料金改定に関することはHPから

二本松市 水道・下水道



●建設部上下水道課へのお問い合わせ先

水道料金に関すること 電話番号 0243-55-5135(水道管理係)

下水道使用料に関すること 電話番号 0243-55-5138(下水道管理係)

ファックス番号 0243-62-1033



HP QR